

■ お知らせ | 農用地利用計画の見直し

農業振興地域内の農地を農地以外へ変更するには、法律で定められた要件などを満たす特別な場合のみ認められます。農業従事者で農家住宅・農業用倉庫などの建築を予定している人は、4月30日までに必ず事前相談をお願いします。なお、申出書の提出締切日は5月31日です **申・問**=農村再生課 (559-5090 FAX 562-2175)

■ お知らせ | 気を付けて！ 有害鳥獣の捕獲活動を実施中

「三田市鳥獣被害対策実施隊」では、3月末までイノシシやシカ捕獲活動を実施しています。登山やハイキングは目立つ服装で、白のタオルの使用は控えてください **活動の内容**=わなによる捕獲、銃器による追い払い・捕獲 ※隊員はオレンジ色のベスト・帽子を着用 **問い合わせ**=農村再生課 (559-5090 FAX 562-2175)

■ お知らせ | 指定管理者制度で管理・運営する施設

3年度に指定管理者制度で管理・運営する施設が決定しました。これは市の指定する団体が公共施設の管理・運営を代行するものです。詳細は市HPをご覧ください **問い合わせ**=公共施設マネジメント推進課 (559-5113 FAX 559-1254)

■ お知らせ | 徴収・収納事務委託と指定代理納付者の指定

3年度に徴収・収納委託などを行う事務と相手方が決定しました。詳細は市HPをご覧ください **問い合わせ**=会計課 (559-5151 FAX 563-6490)

■ 相談 | 49歳までの就労相談窓口「さんだサポステ」

「働きたいけど何から始めればいいのか?」「自分に向いている仕事は?」など、働くことへの悩みを解決したい若者に、就職・進路に向けた継続的支援を行っています。また、就職氷河期世代へのサポートも行っています。就職決定後も職場定着やステップアップに向けていつでも無料で相談できます **対象**=働くことへの悩みを解決したい15歳~49歳までの人とその保護者 **問い合わせ**=さんだ若者サポートステーション (565-9300 FAX 565-9302)

相談窓口・日時	場所
さんだ若者サポートステーション 平日10時~17時	商工会館1階
出張相談(祝日を除く)	
毎週水曜 13時~17時	まちづくり協働センター
第1・3木曜 14時~17時	ウッディタウン市民センター
第2・4木曜 13時~17時	多世代交流館ふらっと

■ お知らせ | 事業所対象新規学卒者の求人説明会

求人申し込みなどの説明会を開催します。来春の新規学卒者の採用を予定しているまたはこれから考えようとしている事業所はぜひご出席ください **日時**=5月21日(金)14時~16時 **場所**=市商工会館 **対象**=主にハローワーク三田の管轄内にある事業所 **内容**=4年3月新規学卒者の採用選考と求人申し込み手続きについて **問い合わせ**=神戸公共職業安定所学卒第一部門(神戸新卒応援ハローワーク内) 078-362-4581 FAX 078-361-1195

■ 募集 | 認知症サポーター養成講座受講団体

認知症を正しく知って、誰もが安心して暮らせるまちにしよう! **開催可能時間**=平日10時~16時のうち90分(休日・夜間は要相談) **対象**=市内在住・在勤で10人以上の地域団体・学校・企業など **申・問**=住所・名前・電話番号を、電話、ファクス、eメール(houkatsu@sanda-shakyo.or.jp)、窓口のいずれかで、〒669-1514 川除675 三田市地域包括支援センター(総合福祉保健センター内) 559-5941 FAX 559-5707

■ スポーツ | 市民スポーツ教室「ミニラグビー教室」

日時=6月5日(土)・19日(土)・20日(日)・26日(土)・27日(日)、7月3日(土)・31日(土)、8月1日(日)いずれも10~12時 **場所**=中央公園・城山公園など **対象**=市内在住・在学の初級者 **受講料**=1,500円 **定員**=30人 **持ち物**=運動靴 **申・問**=4月30日必着、名前と連絡先を、電話、ハガキ、eメール(kaneda@sanda-rugby.com)のいずれかで、〒669-1324 ゆりのき台3-18-7 ラグビーフットボール協会・金田 (080-4498-7767)

■ スポーツ | 市民スポーツ教室「太極拳」

日時=5月11日~6月29日の毎週火曜10時~12時(全8回) **場所**=親和学園駒ヶ谷体育館 **対象**=市内在住・在勤で経験年数2年未満の人 **受講料**=2,000円 **定員**=20人 **持ち物**=体育館シューズ **申・問**=4月12日必着、名前・連絡先・太極拳歴を、電話またはファクスで、太極拳協会・大橋 (568-4666 FAX 兼)

■ 募集 | 高齢者住宅バリアフリー化助成

高齢者住宅のバリアフリー化に必要な工事費の一部を助成します **対象**=介護認定を受けていない65歳以上の高齢者がいる世帯(所得などの条件あり、予算を上回る場合は抽選) **要件**=2カ所以上の手すり取付または屋内生活動線上すべての段差解消 **申・問**=①4月1日~15日 ②7月1日~15日、窓口で、市役所本庁舎4階 いきいき高齢者支援課 (559-5070 FAX 563-7776) ※必ず工事契約前かつ着工前に申請してください(契約後や着工後の申請は対象外)。

■ 募集 | 野外活動センター登録団体

野外活動やリクリエーションの場を提供する登録団体を募集します。登録団体は施設使用料の全額または5割が減額されます(随時受付) **登録期間**=承認を得た日~3月31日 **申・問**=文化スポーツ課 (559-5144 FAX 563-7776)

■ 募集 | 障害者交流サロン「きらりんクラブ」参加者

歌・楽器演奏・劇などで交流を深め、仲間をつくらう **日時**=5月~4年2月の第1土曜(5月・1月は第2土曜、全10回)13時30分~15時 **場所**=さんだ市民センター **対象**=市内在住・在勤で18歳以上の障害者 **申・問**=4月16日までに、住所・名前・電話番号・年齢を、ハガキ、ファクス、eメール(bunkasports@city.sanda.lg.jp)、窓口、郵送のいずれかで、〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎4階 文化スポーツ課 (559-5144 FAX 563-7776) ※個人ボランティアも募集中

■ 講座④ | 考古学とさんだの遺跡(古墳)

古代史の謎と三田の魅力を一緒に考えよう **日時**=4月18日(日)10時~12時 **場所**=さんだ市民センター **定員**=38人(抽選) **申**=4月10日までに下記

■ 講座⑤ | 方丈記 一世紀末の風景を探る

800年前に鴨長明が視た世紀末の風景や世界を探ろう **日時**=5月11日(火)10時~11時30分 **場所**=総合福祉保健センター **定員**=50人(抽選) **費用**=300円 **申**=4月20日までに下記

■ 講座④・⑤ | 共通事項 **申・問**=住所・名前・電話番号を、ハガキ、ファクス、郵送のいずれかで、〒669-1595 三輪2-1-1 いきいき高齢者支援課 (559-1587 FAX 563-7776)

■ 採用 | 市民病院職員(助産師・看護師)

採用試験日	受付期間
4月17日(土)	4月12日まで
5月22日(土)	4月19日~5月17日

採用=20人程度 / 4年4月1日付(希望者3年度採用あり) **受験資格**=昭和51年4月2日以降に出生した人で(1)助産師または看護師の免許を有する(2)令和4年国家試験で同免許取得見込み **【①インターンシップ ②見学会】** ①4月10日(土)・5月15日(土)9時~12時 ②5月1日(土)・6月12日(土)13時30分~15時30分 **申**=希望者は開催日の3日前まで下記 **申・問**=〒669-1321 けやき台3-1-1 市民病院事務局総務課 (565-8605 FAX 565-8011)

■ 講座① | 子どもにほんご教室 SKIP

ボランティアサポーターと一緒に日本語の学習や学校で必要な勉強をします **日時**=4月~4年3月(前期:4月~9月、後期:10月~3月) **場所**=まちづくり協働センター **対象**=本人または親が日本語を母語としない小・中学生 **クラス**=①小・中学生 / 土曜13時30分~15時30分 ※初日は4月10日 ②中学生 / 金曜19時~21時 ※初日は4月9日 **定員**=各クラス10人 **参加費**=各期2,200円(半年分) **申**=下記 ※ボランティアサポーターも募集中!

■ 講座② | ミステリーで 英文学(オンライン)

英語短編小説をZoomによるオンラインで学習! **日時**=5月14日~7月16日の毎週金曜(全10回)11時~12時 ※事前オリエンテーション4月23日(金) **定員**=各クラス先着8人 **対象**=英検準2級程度以上 **受講料**=一般14,000円、会員12,000円 **申**=4月2日から下記

■ 講座③ | チャットの会 「英語で自由にお話しよう」

日時=5月15日、6月19日、7月17日、9月18日、10月16日 いずれも土曜(全5回)10時30分~12時 **場所**=まちづくり協働センター **定員**=先着10人 **参加費**=一般5,500円、会員4,400円 **申**=4月15日から下記

■ 講座①~③ | 共通事項 **申・問**=名前・電話番号を、電話、ファクス、eメール(office@sia-japan.org)、窓口のいずれかで、三田市国際交流協会 (559-5164 FAX 559-5173) 10時~17時、火曜休

■ お知らせ | 起業家支援施設
愛称が Corelab SANDA に



「三田の中心になるような人を生み出す。三田での活動の中心の場である。実験的にやりたいことを現実に変える場となるように。」との想いで、愛称が決定しました。昨年より愛称を募集し、全国各地194人・総計485個の応募がありました。「ここに来れば何か面白いことができる、誰かと繋がる、ビジネスのヒントが見つかる」そんな場となるよう、皆さんのチャレンジを全力でバックアップします。ぜひお気軽にご利用ください。

【施設概要】 毎週木～日曜 9時～17時 **場所** = 市商工会館3階 **料金** = 1日500円(商工会員)、1,000円(非会員) ※税別 **サービス** = 無料Wi-fi、複合機(プリンター・コピー・スキャナー)、打ち合わせスペース、中小企業診断士の事業相談(無料)

【来て! 寄って! イベント情報】
① SNS活用セミナー 4月11日(日) 15時～16時 ② スタートアップ企業講演会 4月25日(日) 15時～17時 ※申込はHPから **問い合わせ** = 商工会起業家支援施設 (558-9966 FAX 563-6675)

■ お知らせ | 国保・後期高齢の傷病手当金

2年1月1日～3年6月30日の間で、新型コロナへの感染などにより、就労できない日が4日以上続き、給料が受け取れなかった人に手当金を支給します(要申請) **申・問** = 国保医療課 (559-5049 FAX 559-2636)

■ お知らせ | 森林に関する届け出

【森林の立木を伐採するときには届け出が必要です】 事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です **対象** = 地域森林計画対象民有林(市内ほとんどの森林)の立木を伐採する場合 ※保安林に指定されている森林を伐採する場合は、兵庫県農林振興事務所へ(562-1392) **届出人** = 森林所有者など伐採の権限を持つ人 **届出時期** = 伐採を始める日の90日前～30日前

【森林の土地を取得したときは届け出が必要です】 「森林の土地所有者届出書」の提出が必要です **届出対象** = 地域森林計画対象民有林(市内ほとんどの森林)について売買や相続などで土地を取得した場合 ※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合、届出は不要 **届出人** = 売買や相続などで森林の土地を取得した人 **届出時期** = 森林の土地を取得した日から90日以内 **届出・問** = 里山のまちづくり課 (559-5226 FAX 562-3555)

■ お知らせ | 高等学校等入学支援金の支給

経済的理由で高等学校などへの就学が困難な生徒の保護者に対し支給します **支給額** = 63,200円 **申請期限** = 高等学校等に入学した日～1カ月を経過した日(入学日が4月1日の場合、5月6日まで) **支給予定日** = 随時支給(入学日が4月1日の場合、5月末日) **申・問** = 高等学校等入学支援金申請書(市HPでダウンロード可または下記窓口で配布)と在学証明書類を、窓口または郵送で、〒669-1595 三輪2-1-1 市役所南分館3階 教育支援課 (559-5136 FAX 559-6400)

■ お知らせ | 固定資産税・都市計画税の納税通知を発送

3年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月30日(金)に発送します。※[新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋や償却資産に対する固定資産税・都市計画税の特例措置]で税額がゼロになった場合は、納税通知書を発送しません。

【スマートフォン決済サービス】 市税の納付には、スマートフォン決済サービスが利用できます。利用可能なサービスなど詳細は、市HPをご覧ください。

問い合わせ = 税務課資産税係土地担当 (559-5054 FAX 563-5697)、家屋・償却担当 (559-5055 FAX 563-5697)

■ お知らせ | 国民年金保険料の納付を猶予「学生納付特例」

学生の人も20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。しかし、経済的な理由などで保険料が納められない場合、申請をして承認を受けると納付が猶予されます **対象** = 4月～4年3月に、大学・短期大学・高等学校などに在籍する学生 ※猶予された期間は老齢基礎年金の年金受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額には反映されません(障害年金受給の納付要件には算入)。10年以内であれば、猶予された期間の保険料をさかのぼって納めることができます **所得の基準額** = 学生本人の前年所得が128万円以下 **申・問** = ①窓口の場合: 年金手帳、学生証または在学証明書を持参 ②郵送の場合: 市HPから申請書をダウンロードし記入のうえ、学生証のコピーを添付して送付 〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎1階 市民課証明登録係 年金担当 (559-5067 FAX 560-2101)

■ お知らせ | 国民健康保険の加入・脱退 14日以内に届出を

加入・脱退手続きは自動的にできません。対象者は14日以内に届出をしてください。※4月初旬は窓口が混み合うため、長時間お待ちをすることがあります。

対象・手続きに必要なもの = **<<加入>>**…退職し社会保険の資格がなくなった場合や被扶養者でなくなった場合 / ①健康保険資格喪失証明書 ②印鑑 ③本人確認書類 ※加入の届け出が遅れると、資格取得日までさかのぼって(最高3年)保険料が課税されます。

<<脱退>>…国保加入者が就職などで職場の健康保険に加入した場合や被扶養者になった場合 / ①新しい保険証(健康保険資格取得証明書でも可) ②国民健康保険証 ③印鑑

届出・問い合わせ = 国保医療課 (559-5050 FAX 559-2636)

■ お知らせ | 固定資産税 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

【固定資産税にかかる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】 **期間** = 4月1日(木)～5月31日(月) **場所** = 税務課(市役所本庁舎2階) **縦覧できる人** = 3年度の市内土地・家屋の納税者本人とその代理人 **持ち物** = 本人確認書類(顔写真付きでないものは2つ以上) ※代理人は委任状と代理人自身の本人確認書類が必要 **問** = 税務課資産税係土地担当 (559-5054 FAX 563-5697)、家屋担当 (559-5055 FAX 563-5697)

【固定資産評価審査委員会への審査申出】 固定資産税の評価額に不服がある場合、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内に、固定資産評価審査委員会に対し文書で審査の申し出ができます **申・問** = 固定資産評価審査委員会事務局 (559-5183 FAX 559-6610)

■ お知らせ | 年金天引きのお知らせ

2年度に公的年金から税や保険料を天引きされていた人は、4月以降も年額を6回に分けて納めていただきます。※3年度の年額は、市県民税は6月、国保・後期高齢・介護保険は7月中旬に、それぞれ通知書を送付します。

【市県民税】 ----- **仮徴収** = 2年度の公的年金等所得に係る年税額の6分の1ずつ(4・6・8月徴収分) **本徴収** = 決定した3年度の年税額から仮徴収した額を差し引いた残りの金額の3分の1ずつ(10・12・2月徴収分) **申・問** = 税務課市民税係 (559-5053 FAX 563-5697)

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】 ----- **仮徴収** = 3年2月に納めた金額と同額(4・6・8月徴収分) **本徴収** = 3年度の決定額から仮徴収の合計額を差し引いた金額(10・12・2月徴収分) ※4月以降の特別徴収(仮徴収)が中止になる人には「仮徴収中止通知書」を、徴収金額が変更になる人には「特別徴収変更通知書」を送付します **申・問** = 国保医療課 (559-5050 FAX 559-2636)

【介護保険料】 ----- **仮徴収** = 3年2月に納めた金額と同額(4・6・8月徴収分) **本徴収** = 3年度の決定額から仮徴収の合計額を差し引いた金額(10・12・2月徴収分) ※4月分と6・8月分の金額を変更する人には「介護保険料仮徴収通知書(変更決定通知書)」を、新たに特別徴収となる人(概ね2年4月～11月に65歳になった人・転入した人・新たに年金を受給した人など)には特別徴収の開始時期や保険料額(4・6・8月分)をお知らせする「介護保険料特別徴収開始通知書」を4月上旬に送付します。 **申・問** = 介護保険課 (559-5077 FAX 563-1447)

■ お知らせ | 高額医療・高額介護合算療養費の申請

基準日(2年7月31日)時点、市介護保険加入者で市国民健康保険・県後期高齢者医療制度の被保険者のうち、支給対象者には申請の案内を3月上旬に送付しています。お早めに申請ください ※基準日前1年以内に国保・後期高齢以外の保険に加入していた人へは案内が届かない場合があります。対象の可能性のある人はお問い合わせください **問い合わせ** = 国保医療課 (559-5049 FAX 559-2636)、介護保険課 (559-5078 FAX 563-1447)

■ お知らせ | 後期高齢者医療簡易申告書を4月下旬に送付

3年度後期高齢者医療保険料算定のため、令和2年中の所得申告が必要な人に「後期高齢者医療簡易申告書」を4月下旬に送付します。申告がないと、軽減が受けられないなど適正な保険料算定ができません。申告書が届いた人は、所得がなかった場合も必ず申告してください。※確定申告・市県民税の申告をした人は提出不要 **申・問** = 国保医療課 (559-5050 FAX 559-2636)

■ お知らせ | 介護保険料の月額基準額が5,621円に決定

3～5年度介護保険料の基準額が月額5,621円(年額67,450円、前基準と同額)に決定しました。65歳以上被保険者(第1号)の介護保険料は3年ごとに改定されます。保険料は本人と世帯員の所得状況に応じて1～11段階で決定され、低所得者の保険料が軽減されるよう設定されています **問い合わせ** = 介護保険課資格管理係 (559-5077 FAX 563-1447)